

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和4年10月26日

北九州市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				門司区伊川	無	令和4年度～令和8年度	伊川校区環境を守る会
○				門司区猿喰	無	令和4年度～令和8年度	猿喰環境を守る会
○				小倉南区中曽根	無	令和4年度～令和8年度	曽根環境の豊かな自然を守る会
○				小倉南区曾根新田	無	令和4年度～令和8年度	曾根新田地域の環境を守る会
○				小倉南区朽網	無	令和4年度～令和8年度	朽網東地区環境を守る会
○				小倉南区合馬	無	令和4年度～令和8年度	合馬環境を守る会
○				若松区安屋	無	令和4年度～令和8年度	安屋中谷環境を守る会
○				八幡西区楠橋	無	令和4年度～令和8年度	唐熊地域農地・水・環境を守る会
○				若松区有毛	無	平成30年度～令和4年度	有毛中西環境を守る会
○				若松区蛸住	無	令和2年度～令和6年度	蛸住の環境を守る会
○				小倉南区吉田	無	令和4年度～令和8年度	吉田環境を守る会